免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２１３号
大阪市住吉区長居西１丁目４番17―605号
破産者　古澤　直徳
免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
平成22年９月17日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１２９４号
福岡県筑紫野市針摺西１丁目５番10号
破産者　髙﨑美穂子
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０８３号
東京都新宿区左門町３番地１
清算株式会社　株式会社マスターシップ
代表清算人　小野　　顕
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第９号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地400番地
清算株式会社　四国ソーイング株式会社
代表清算人　山本　隆彦
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
松山地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区晴海１丁目８番12号
清算株式会社　朝日アイティソリューション株式会社
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２号
大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　みどりフーズ株式会社
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

平成２２年（ヒ）第３号
大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　株式会社九州物流センター
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

平成２２年（ヒ）第４号
大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　株式会社エーエム
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

平成２２年（ヒ）第７号
大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　みどり商事株式会社
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０６８号
東京都足立区柳原２丁目21番１号
清算株式会社　株式会社インテリア・ワークス
代表清算人　飯泉　正順
１　決定年月日　平成22年９月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は本協定の認可決定の確定後２週間以内に、協定債権者に対し、会社資産から公租公課・特別清算手続に必要な費用等を除いた残額を支払い、残債務の免除を受ける。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は直ちにこれを換価して、協定債権者に対し、換価代金額から必要な費用を控除した残額を支払う。この場合、協定債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　公租公課・特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
以上
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２０年（ミ）第１号
愛媛県松山市道後鷺谷町459番地１
更生会社　株式会社道後ぎやまんの庭
管財人　髙橋　直人
１　決定年月日　平成22年９月16日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
松山地方裁判所

船主責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。申立人又は受益債務者に対する制限債権（物の損害に関する債権）を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。

平成２２年（船）第１号
大韓民国ソウル市ジュン区ジャンギョウ洞１
申立人　ナムサン・シッピング・カンパニー・リミテッド
１　決定年月日　平成22年９月16日午後４時
２　主文　別紙１記載の船舶と別紙２記載の船舶に係る別紙３記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
３　供託委託契約に係る一定の金額の総額
４億3001万1720円
４　管理人　北九州市小倉北区京町２丁目７番７号ＯＮＯビル５階　ナリッジ共同法律事務所
弁護士　石井　　将
５　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係
申立人　別紙１記載の船舶の所有者
受益債務者　孫　　柄佑　別紙１記載の船舶の船長
６　制限債権の届出期間　平成22年12月16日まで
７　制限債権の調査期日　平成23年２月３日午後２時　当庁303号法廷
（別紙１）
船舶の表示
船舶の名称　カリナ・スター（ＣＡＲＩＮＡ　ＳＴＡＲ）
船舶の種類　機船
船質　鋼
船籍港　大韓民国済州（チェジュ）
総トン数　7,401トン
機関の種類及び数　ディーゼルエンジン１基
推進器の種類及び数　ら旋推進器１基
進水の年月日　西暦1998年10月７日
アイエムオー（ＩＭＯ）番号　9172612
所有者　ナムサン・シッピング・カンパニー・リミテッド
（別紙２）
船舶の表示
船舶の名称　くらま
艦種　護衛艦
基準排水量　5,200トン
馬力　70,000ＰＳ
主機械　タービン２基２軸
定員　360名
速力　31ノット
主要寸法　159×17.5×11.0×5.5m（長さ、幅、深さ、喫水）
主要兵装　54口径５インチ単装速射砲×２、アスロック×１、３連装短魚雷発射管×２、短ＳＡＭランチャー×１、哨戒ヘリコプター×３、高性能20ミリ機関砲×２
所有者　日本国
（別紙３）
事故の表示
１　発生日時　西暦2009年10月27日19時56分頃
２　発生場所　関門海峡（関門橋東側）　門司埼灯台から真方位294度330m付近
３　事故の態様
機船カリナ・スター（以下「本船」という。）は、244ユニットのコンテナを積載して韓国釜山港から大阪府阪神港に向け、福岡県北九州市門司埼灯台沖を航行し、他方、護衛艦くらま（以下「相手船」という。）は、神奈川県横須賀港から長崎県佐世保港に向け、福岡県北九州市門司埼灯台沖を航行していた。本船が、先行するクイーンオーキッド号をその左舷側から追い越そうとした際、強い潮流の影響で相手船の前路に出たため、急いで右転舵したが及ばず、相手船の船首部が本船の右舷船首外板に衝突した。
４　事故後の状況
本件事故の結果、本船は右舷船首部に損傷を蒙り、相手船は船首部に損傷を受け、両船に火災が発生したが、間もなく鎮火された。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部